

平成23年成人式を行います

平成23年1月9日(日) 受付 午前9時 開式 午前10時 ところ 市中央公民館

対象

平成22年4月2日(平成3年4月1日生まれの方) ※市内在住の方には、案内はがきを10月末頃にお送りします。

※市外に転出された方も出席できます。

市外に転出された方で、案内はがきの送付を希望される方はご連絡ください。

詳しくは、市教育委員会 社会教育課 ☎443-1464へ。

学校図書館司書・ICT支援員を募集します

対象

・図書館司書または司書教諭の資格を有する方 ・コンピュータに詳しい方 ・上記のいずれかで、学校で児童・生徒対象の仕事ができる方

勤務場所 市内小・中学校 勤務時間 市内小・中学校 午前8時30分～ 午後3時30分

夏季休業、冬季休業など学校の長期休業期間を除く。

勤務内容 ○学校図書館司書 ・各小・中学校図書室の図書書の整理 ・児童、生徒の図書学習補助

返架等の業務 ・ICT支援員 ・学校内の情報教育(コンピュータによる学習)の補助 ・コンピュータを使用した学習に関する支援活動 ・コンピュータ室の環境整備 賃金 時給 1000円 申込方法 電話連絡のうえ、写真が添付されている履歴書(図書館司書の場合は、免許状も)を持参のうえ、学校教育課窓口本人が直接お越しください。

詳しくは、市役所介護保険課 ☎443-1491へ。

介護保険での住宅改修費等に代理受領払い制度が利用できます

介護保険での福祉用具購入費および住宅改修費の支給は、利用者がいったん費用の全額を支払い、その後申請をして保険給付分(9割)の支払を受けるといいうわゆる償還払いを原則としています。

代理受領払い制度は、特定福祉用具購入および住宅改修の利用者の支払いを、初めから1割分で済むようにすることで、利用者の一時的な負担を軽減するための制度です。残りの9割分については、利用者の委任に基づき、市から代理受領取扱事業者が直接支払いま

す。 ○事業者の方へ 代理受領払い制度を利用するためには、事前に市に登録していただく必要があります。代理受領払い取扱事業者の登録は、特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者および住宅改修を行う事業者の申請により、事業所ごとに行っていただきます。 詳しくは、市役所介護保険課 ☎443-1491へ。

詳しくは、市役所介護保険課 ☎443-1491へ。

印刷沼環境・体験フェア

屋形船やゴムボート乗船体験などを通して、印刷沼の水環境再生について行政と市民が一緒に考えるフェアを行います。 とき 8月28日(土)(荒天の場合は29日) 午前10時～ 午後3時

※ゴムボートの乗船は正午から

佐倉ふるさと広場

内容 ・屋形船乗船 定員 26人/回 ・ゴムボート体験 定員 8人/回 ※小学生高学年以上の方のみ (先着順) ・ちばエコ農産物等の販売 ・フリーマーケットなど 詳しくは、千葉県河川環境課 ☎223-3155へ。 平成22年度戦没者追悼式 とき 8月15日(日)

午前11時45分～ 正午すぎ

三区忠魂碑前

主 催 八街市遺族会 詳しくは、市役所厚生課 ☎443-1622へ。

印刷沼公開講座

「温故知新」いんぼ沼の水利用、大丈夫か！いま、あした...

第1回 水質の現状 8月28日(土) 講師 (財)印刷沼環境基金 本橋敬之助氏 第2回 水供給の源から 9月25日(土) 講師 独立行政法人水資源開発機構 福島玲氏 第3回 農業用水として

10月23日(土) 講師 印刷沼土地改良区 高橋修氏

第4回 漁場として

11月27日(土) 講師 千葉県水産総合研究センター内水面水産研究所 川津浩二氏

午後1時30分～3時30分 (各回とも)

ところ ミレニアムセンター 1 佐倉 定員 各90人(先着順) 申込方法 電話のみでの受付となります。受講希望者本人の氏名、連絡先電話番号、受講を希望される講座をお知らせください。 とき 8月10日(火) 午前10時～

申し込みなど詳しくは、市総合保健福祉センター 申込期限 8月9日(月) 申し込みなど詳しくは、市役所介護保険課地域包括支援センター ☎443-1207へ。

平成22年度印刷沼市生涯学習振興大会

「育てよう、社会の宝子どもたちを、創り出そう、活力ある地域社会」をテーマに、文部科学省国立教育政策研究所の笹井宏益氏による講演や事例提案などが行われます。 ぜひご参加ください。 とき 8月28日(土) 午後1時30分～ 4時15分

ところ 富里市中央公民館 費用 無料

詳しくは、市教育委員会 社会教育課 ☎443-1464へ。

みんなの広場(催し・講座、会員登録)掲載基準
市では、各種市民サークルなどが主催する催しや講座、会員登録を『みんなの広場』で紹介しています。
掲載回数
○催し・講座：年度内(4月～翌年3月)に4回
○会員登録：年度内(4月～翌年3月)に3回
掲載できないもの
○営利目的のもの
○政治活動・宗教活動のもの
注意事項
○掲載する記事の文字数や表現内容などは紙面の都合により調整させていただきます。
○掲載申込書に記載している掲載基準などをご理解のうえお申し込みください。
詳しくは、市役所秘書広報課 ☎443-1112へ。

今月の納付
市・県民税 2期
国民健康保険税 2期
介護保険料 2期

8月は経済産業省主催の電気使用安全月間です!
電気製品の近くに花びんなどを置かないようにしましょう!
http://www.kch.or.jp
関東電気保安協会

市役所の日曜開庁日
とき 8月29日(日) 午前8時30分～午後5時
開庁する窓口※住民異動に伴う業務は取り扱うことができません。
○市民課 (☎443-1120)
○課税課 (☎443-1116)
○納税課 (☎443-1115)
○国保年金課 (☎443-1139)
詳しくは、各担当課にお問い合わせください。

八街市民憲章 (平成4年9月28日制定)
わたくしたちの八街は、開拓の歴史と恵まれた自然環境の中で、先人の努力によって栄えてきたまちです。
わたくしたちは、「ヒューマンフィールドやちまた」を目指して、調和のとれたよりよいまちづくりのために、この憲章を定めます。
1. 郷土を愛し、文化のかおり高いまちにしましょう。
1. 自然を大切に、潤いのある美しいまちにしましょう。
1. きまじいを守り、明るく住みよいまちにしましょう。
1. スポーツに親しみ、健康で働けるまちにしましょう。
1. おもいやりのある、心豊かなまちにしましょう。
1. スポーツに親しみ、健康で働けるまちにしましょう。